

○議長（滝内久生君） 質問順位 1 番、1 つ、旧グランドホテル土地家屋の取得について、2 つ、南伊豆地域広域ごみ処理計画について、3 つ「ケアラー支援条例」の制定について。

以上 3 件について、13 番 沢登英信君。

〔13 番 沢登英信君登壇〕

○13 番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。議長が御紹介いただきました順に趣旨質問をさせていただきます。

まず、旧下田グランドホテル土地家屋の取得についてでございますが、まず、1 つの目的と土地家屋の購入の経緯についてお尋ねをしたいと思います。

令和 3 年の 11 月 19 日の全協で、この問題が提起をされ、令和 4 年の 10 月 25 日の全協で再度、担保権の消滅の申立てをして、この土地を購入をするんだということを当局は、明らかとしているとことでございます。

その購入の検討の内容を見てみますと、所有者不在となり、ペリーロードの背景に、廃墟として放置されることが容認できないので購入をしたいんだと。破産の手續にのっとれば、低廉な金額で購入できると。当該土地は昭和 41 年に市が売却したもので、下田公園に活用ができると。こういうことで購入をしたいとしているところでございます。

そして、令和 3 年の 12 月議会で、公共用地取得特別会計に 100 万円予算計上がされ、否決をされたところでございます。検討不十分だということの内容であったかと思うわけですが、令和 4 年の 1 月 20 日には、大坂区及び弥七喜区の自主防災会長から、それぞれ撤去要望書が提出されるという経緯となっていようかと思えます。

10 月 25 日以降、いわゆる担保権消滅許可申立てが進められ、法的に現在どのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。申立書が送達されてから 1 か月が経過した場合、担保権消滅の許可が裁判所から下りるといふ具合にも言われているところでございますが、現在どのような形になっているのでしょうか。

さらに、下田公園再整備構想を策定をし、そして、この跡地をどう利用していくかを計画するんだと、こういうことを当局は表明しているわけですが、アスベスト等の危険物が、いわゆる有害物質があり、解体は 4 億円から 5 億円もかかると。公園整備費にさらに 4 億円かける、いわゆる 9 億円余りの予算をここに投入をしようとしているわけでありますが、このお考えは変わっていないのかどうなのか、再度確認をしたいと思います。

令和 4 年 1 月 20 日のこの大坂区自主防災会長 浅岡さんと弥七喜区の自主防災会長 中村さんの旧グランドホテルの撤去についての要望書の内容を見ますと、大坂区公会堂、大坂区の

防災倉庫が旧ホテルの眼下にあると。大坂区一時避難場所、福山物産の駐車場が避難所となっているようですが、これも眼下にあるんだと。坂下、大坂区、それから一部の津波避難所が、場所が旧ホテルの眼下の大浦坂の頂上にあったり、長楽寺や下田公園が避難所となっているんだと。こういうことから倒壊した場合の被害想定として、2町（坂下町、七軒町）の住宅地域が埋没のおそれがある。崩壊瓦礫による大浦坂の埋没に、大浦地区住民及び宿泊旅客が孤立するおそれがある。地震発生時の橋の崩落、柳橋、逢坂橋、ホテル瓦礫により、坂下町、七軒町の町民が孤立し、津波からの非難が困難になることが想定されると。海中水族館への路線バス、道路が眼下にあり、季節によっては数十台の車両の渋滞が発生しており、災害有事には大惨事を招くおそれがある。こう指摘をしているところですが、このような指摘について、当局はどのようにお考えになっているのか。この指摘とおりと考えているのか、見解を、お尋ねをしたいと思います。

防災上、取得は必要ということであるなら、この受益の範囲ということが当然必要になってきようかと思えます。急傾斜地の場合には負担金条例により、その負担が今日、最低でも5%が、負担がされていようかと思うわけであります。このような議論がどのようにされているのか、お尋ねをしたいと思います。

5点目としまして、旧グランドホテルしか適用しないというこの当局の見解は、法の前の公平の原則からいって、許されないことであろうと思うわけであります。富士屋ホテルや御苑やいろんな放置されたホテル等が市内にはあるわけであります。倒産によります、いわゆる破産財産を税金によって購入し、それが、5億円余りの解体費が必要な土地建物を購入するなど、市が行うべきことなのか、いま一度吟味をする必要があるのではないのでしょうか。

まず、今ある法律を適用するということが必要であります。特定空き家などの措置をどのように取っているのか、お尋ねをしたいと思います。

そして、この特定空き家等の法律が不備、不十分だということであれば、国に法律を制定していただく、国、県に法の整備を求めていくということが今必要ではないかと思うわけであります。

先日もテレビにおいて、岩手県花巻市での温泉街の入り口にありますが、1960年代に創業しました、今日20年間も放置されているという心霊スポットとして、逆に紹介されているようなホテル花仁が報道されておりました。また、日光・鬼怒川の温泉街、この廃墟群も大きく取り上げられているところではないのでしょうか。さらに、熱海市のお宮の松の上の廃墟ホテル群が映し出されておりました。観光地どこでも全国的な課題となっている、解決を迫られ

ている課題であろうと思うわけであります。こういうことから申しまして、これは国や県にきっちりと、その体制を求めていくということが今必要かと思いますが、このような点での努力は、市長は何をされているのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、南伊豆地域広域ごみ処理計画についてでございます。

敷根地区で大型ごみ焼却炉の建設に関する住民投票条例を求めている、この住民の活動について、市長はどのようにお考えになっているのか、所見をまずお尋ねしたいと思うところであります。

住民投票で焼却炉建設の是非を決めることを求めているわけでありますが、この下田市条例の制定請求の要旨の中では、建設場所が文教地区であり、不適ではないのか。1日50万立米にも及びます排ガス、ダイオキシン類、水銀、硫化水素、窒素化合物などによる市民への健康不安及び気候変動の危機、こういうものについてはどうなのかと。100億円という巨費を投じ、数十年間も今後、燃やし続けるという、こういうことに対する疑問にはどうお答えができるんだと。1日数百台のごみ車の集中、伊豆縦貫自動車道の敷根インターからの観光の車、認定こども園等の送迎の車による大渋滞が予想され、伊豆急下田駅から県道南伊豆線、国道136号線の渋滞は、市民生命に重大な影響をもたらすのではないのか。

1市3町のごみを燃やし続ける計画は、子育て世代や移住者を受け入れる上でも、まさに妨げとなる。下田市の発展を大きく損なうものと思われるので、住民投票によって市民合意に基づく市政の実現を求めるとしているわけであります。このような市民の要望や課題を明確にしていることに対して、どのように解決しようとしているのか、考えているのか、改めて再度お尋ねしたいと思います。

南伊豆地域広域ごみ処理計画は持続可能な社会に向けて、ゼロ・ウェイストを目指す計画と、皆さん、なっているのでしょうか。下田市の廃棄物処理の現状はどうなっているのか、市民と共に問題を明確にし、循環型社会を実現していくべきではないかと思うわけであります。

こういう観点に立ちますと、南伊豆町議会において去る11月30日に、南伊豆地域清掃施設組合の設立について、現下田市清掃センターの敷地が借地であり、土地返却の整備に対する負担協議がされていない。また、全体像が不明瞭であると。理解ができないということで、南伊豆町議会は否決をしていることが報道されているわけであります。市長の所見をまず、この件についてお尋ねしたいと思います。

ゼロ・ウェイスト（ごみゼロ）を目指すのであれば、ごみの再資源化、減量化計画がまず、

第一にあるべきであります。焼却炉ありきでは解決できないと思います。市民の皆さんと合意できる、ごみ資源化計画を推進すべきであります。どうしてマテリアル施設の整備についてが話し合えないのでしょうか。それが焼却炉の後に、この施設を造るんだという、とんでもない逆転した計画となっていようかと思うわけであります。

下田市一般廃棄物処理計画、廃棄物処理法の第6条第1項の規定に基づくこの計画、また、循環型社会を形成するために策定しております計画期間を平成30年度から平成44年度（令和14年度）までの15年間、5年ごとに見直すとしているわけですが、その内容を見ますと、令和2年度、1人1日の排出量は全国平均900グラムであります。リサイクル率は、既に全国平均20%であります。

静岡県 の 1人1日排出量は815グラムとなっておりますが、下田市では1,198グラムとなっているわけであります。そして、15年後も1,048グラムにするんだと、まさに15年間で150グラムしか、ごみの量を減らさない、1年間に10グラムしか、ごみの量を減らさないという、とんでもない計画になっているわけであります。計画とは言えないような計画になっている、なぜこのような事態になっているのか。業者任せで計画をつくって、市民と住民と、きちんと話し合って、どういうごみ処理をしようかという基本的な計画づくりが行われていないからだ、こういうことが言えるのではないかと思うわけであります。

平成7年6月16日制定の容器包装リサイクル法によります再商品化の促進に関する法律が、既に施行がされているわけであります。平成7年ですから、もう十数年たっていようかと思っておりますが、容器包装プラスチック類の収集、再商品化が下田では、なされていないわけであります。

プラスチックに関わる資源循環の促進に関する法律が令和4年4月から施行となっております。これも下田市では取り組まれていない。国が求めている法律に基づきます取組もしていないで、焼却炉さえ造ればいいんだというような計画は、根本から見直しが必要ではないかと思うわけであります。

25種類もの分別を下田市ではしております。これは、よく言われる大崎町が27分類しかしていない、上勝町もそのぐらいだと、こういう状態の中で、25もの分別をしているということは、大変誇りにしていいわけであります。

ところが、どういうわけでリサイクル率が15%程度でとどまっているのかと。まさに、事業系のごみが一緒くたにされて燃やすという、分別されないで燃やすという仕組みになっているからではないかと思うわけであります。このような仕組みを早急に改めるという施策が

今、進められていかなければならない。焼却炉を造ることではないことは明らかではないかと思うわけであります。

さらに、排ガスの心配もあります。廃棄物の焼却炉からの排ガスについて規制基準が求められておりますのは、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩素及び塩化水素、ダイオキシン類、そして、先日付け加えられました水銀の6項目のみであります。ダイオキシン類については、排ガス規制とともに大気中の環境基準も設定がされているところでございますが、既にヨーロッパでは、人の健康を阻害する重金属、カドミウム、タリウム、水銀、ヒ素、銅、鉛、コバルト、クロム、マンガン、ニッケル、バナジウム等についても規制基準がありますが、日本には、こういう規制基準が現在ございません。排出45メートルの今の焼却炉からも、これらの重金属類がもくもくと排出されているということを想定せざるを得ないと思うわけであります。

環境省は長い間、バグフィルターをつけていれば焼却炉の煙突からは、有害金属は排出されないと主張されてまいりましたが、焼却炉周辺の松葉から重金属類が検出され、排出されていることを今日、国も認めざるを得ない事態と立ち至っているのではないのでしょうか。

ダイオキシン類の毒性は、改めて言うまでもないと思いますが、一般毒性、発がん性、生殖毒性、あるいは免疫毒性など、多岐にわたっているわけであります。急性毒性について心配がなくても、低濃度の継続は、体内への摂取は複合性によりリスクを高めると言われているわけであります。今もダイオキシン類は、ごみの焼却が主な発生源であります。法律により監視されている重金属類は、有害大気汚染物質と該当する可能性のある物質として248種類も挙げられております。そのうち、優先的取組物質として23種類が特に危険だと言われているわけでありますが、先ほど申し上げましたように、規制をしているのは、たった6種類でしかないという、こういう事態になっているわけであります。

45メートルの現在の煙突から、排ガス日量50万立米も地域に排出されているわけでございますので、この煙がどのように拡散をされていくのか、私は調査をすべきではないかと思うわけですが、皆さんのお手元に配付しました、令和4年の11月19日に行いました池田こみち先生のシミュレーションによりますと、この表の一番左側、伊豆、石廊崎及び下田地区に吹く風の状態は、東の風、あるいは西の風がほとんどである。したがって、この焼却炉から排ガスが行く状態というのは東西であると。言ってみれば弘洋園、あるいは弘洋園の先の分譲地、笹峯台であるとか、こちらへ下りますと下田富士を超えてですね、この中心市街地、東西本郷にまで、このダイオキシンを含んだ煙が立ち至ることが、指摘がされているわ

けであります。ところが、生活環境影響調査では、このような単純な、煙がどちらに行くのかという調査も、項目の中に入っていないという事態となっているわけであります。

そして、池田こみち先生によれば、松葉ダイオキシンの調査の提案をされております。水や空気のきれいさについて、化学物資が環境中にどのくらいあるのかといったことは、目に見えないばかりか、色もなく、臭いもなく、専門的な濃度基準で表示され、市民に分かりにくいものであります。例えばダイオキシン類の環境基準は、年間平均で0.6ピコグラム-T E Q/m³以下と定められているわけですが、それが年2回の測定の結果、平均値を年間365日、8,760時間の平均値として、たった2回しか取っていないのに年の平均値として見ている、進めてよいのか。今進めている生活環境影響調査では、ダイオキシン類では四季、春・夏・秋・冬、それぞれ7日間、28日間連続捕集をするということですが、周辺3地点のうち2地点は、沿道環境調査地点を兼ねるとされておりますので、具体的には煙突からの排ガス1か所しか捕集をしない、調査をしないと、こういうことになっているのではないかと思います。

土壤汚染は1回、周辺3地点、沿道環境については大気質、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、2期、夏と冬しかやらない。平日、休日、各1回、24時間連続7日間2点とされているわけでありまして。たったこれだけの地点、このような調査で、人の健康に影響がないなんていうことが、どうして言うことができるのかと。ただ政府が決められている環境基準に適応してるか、してないかという、こういうことだけでしかないのではないでしょう。これで健康に不安がないなどと、どうして言えるのでしょうか。市長及び教育長にお尋ねをしたいと思います。

クロマツの松葉は大気中の大気汚染、重金属類などの測定分析の環境指標として、活用されているところでございます。摂南大学薬学部、宮田研究所の研究報告によりますと、大気中のダイオキシンは、クロマツの新芽に急速に蓄積され、約4か月以降で濃度変化が少なくなり、平常状態になることが分かっているそうです。その後は、大気中の平均濃度について、松葉中濃度が上下することが確認されています。蓄積量が安定する6か月以降の松葉を200グラム集めれば、地域の大気の平均的な濃度を推定することができるとされております。敷根の焼却炉周辺の松葉と稲穂地区の松葉をそれぞれ分けて調査すれば、環境分析に役立つわけでありまして。1検体25万円程度でできるそうでありまして。ぜひとも生活環境調査に付け加えて、環境調査を進めていただきたいと。土壌や川の生物も、地元の理科の先生方の協力をいただければ、環境調査が実施できるのではないかと思います。このような提案をぜひとも受け止めていただきたいと思うものでございます。

循環型社会の形成に向けて、いわゆるゼロ・ウェイスト、環境基本法に示されました持続可能な社会を目指して、廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用、適正な処分が確保されることによって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される、そういう社会を目指しているわけであります。廃棄物を集めて燃やして灰を埋める処理方法は、持続可能な社会、いわゆる循環社会3Rを断ち切ってしまうことになることは明らかであります。ゼロ・ウェイスト社会の構築とは、ごみ処理に伴う資源やお金の無駄をなくす、地域が自立して、地域の知恵や人材、自然を生かすということではないでしょうか。

3点目としまして、ごみ処理に伴う環境リスク、環境汚染を引き起こさず、4点目として、物づくりの段階から、ごみにならない製品を作っていくという、こういう社会が必要であります。そのため、消費者が危機意識を高め、購入するものを選ぶことが進められているわけであります。地域の自立とLow Cost、Low Technology、Low Risk、いわゆる「4L型」の政策によって貫かれていることが特徴でございます。焼却技術に頼って、炉を造ればいいんだというのは、まさに今、考え直さなければならない時代に立ち至っているということを再度、申し述べたいと思うところでございます。

なお、クロマツの調査資料につきましては、資料2枚目に添付してございますので、ぜひとも参考にしていただきたいと思いますと思うところであります。

次に、「ケアラー支援条例」の制定に向けてでございます。

2000年（平成12年）に介護保険法がスタートし、介護を必要とする方々は、安心して暮らしていくためのサービスを受けられるようになったわけであります。その一方で、在宅介護する家族、介護者、いわゆるケアラーは先の見えない介護の中で、心身の健康や社会的な孤立、離職、虐待など様々な困難に直面をしているところでございます。

一方、国は、ヤングケアラーの実態把握の全国調査をし、この令和3年4月、調査結果を公表しているところでございます。静岡県は、令和3年11月24日から令和4年2月3日まで、927校、25万6,966人の小中学生に調査書を配り、調査をしているところでございます。静岡県のヤングケアラーに対する支援策に役立てようという調査の内容であります。

このことは、令和3年6月議会において、また、令和4年9月議会におきまして、渡邊照志議員が一般質問でも明らかにしているところでございますが、今日、その後、どのような実態把握ができたのか、お尋ねをしたいと思うわけであります。

また、支援の体制や各団体、学校施設、福祉団体等の連携についてどのように進められているのか、お尋ねをしたいと思うところであります。

断酒の会、アルコールの会の方々や高齢者の方、それぞれ分野が広いわけですが、家庭でのケアが社会的に、これを保障していくという、こういう時代に入ってきていようかと思うわけであります。

そういう形の中では、ケア支援条例が今、各市で制定がされてまいってきております。その中で、さいたま市ケア支援条例で、次のような条文を持ったケア条例がお手元に配付してあります。前文だけ紹介をして、趣旨説明の提案に代えたいと思うわけであります。

日常生活において支援を必要としている人の周りには、それを支える多くのケアラーの存在があり、それは決して特別な存在ではない。高齢化、核家族、晩婚化、ニーズの多様化等に伴い、誰もがケアをされる側とケアをする側にもなり得る。ケアラーがケアするのは支援が必要な高齢者、障害者、がん、難病、精神疾患等の慢性的な患者を抱えた人、及び医療的ケアをする子供のほか、薬物、アルコール等依存症の人、ひきこもり状態の人、幼い兄弟姉妹等、多岐にわたる。また、老老介護、老障介護、育児と介護を同時に担うダブルケア、配偶者介助等、ケアの在り方も多様化している。

一方で、ケアラーは、誰も悩みを共有できず社会から孤立し、ケアに伴う過度の不安により、自身の日常生活に支障が生じる場合もある。とりわけ、本来、本人が担うべきケアを日常的に担っているヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を強いられていることで、日常生活への支援はもとより、適切な教育の機会が確保されず、進学、就職の人生の選択を狭めてしまうおそれがあるなど、自身の将来に大きな影響を及ぼすことも懸念がされる。

このような状況を踏まえ、ケアラーが抱える悩みを一家庭の問題ではなく、社会問題として認識し、市民と事業者、関係機関、民間支援団体等が相互に連携を図りながら、ケアラーを含む家庭全体への支援を通じて、誰一人取り残すことなく、ケアラーを社会全体で支えていく必要がある。ここに一人一人のケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、この条例を制定するとしているわけでございます。

条文の中身については割愛をいたしますが、こういうことで趣旨質問を終了させていただきます。

○議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思いますますが、よろしいでしょうか。

○13番（沢登英信君） はい。

○議長（滝内久生君） 午後1時まで休憩します。

午後0時2分休憩

午後1時0分再開

○議長（滝内久生君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） 私のほうからは、議員御質問の南伊豆地域広域ごみ処理計画について現在、住民の直接請求に関する活動について、どのように考えているのかということについてお答え申し上げます。

これまでも説明してまいりましたが、人口減少、少子高齢化が県内でもかなりトップクラスで、そのトップクラスのスピードで進行する中、ごみ処理施設の老朽化、それから自治体の施設維持の経費の負担、こうしたものを総合的に勘案しまして、1市3町共通の課題を解消するために、広域による共同ごみ処理事業が最も合理的であるとして、これまで議会や市民への説明等、各種取組を行い、各種手続も進めてきたところです。

一方、現在、一部の市民の皆さんは署名を集めていることも承知しており、今後の推移を見守ることが重要であろうと考えております。市といたしましても、正確なデータと適切な状況提供に努めてまいります。

また、ごみの減量化、これは今を生きる我々の責務であり、今後可能な限り資源化を行い、廃棄物の総量を減らしていく、この目標は、署名活動をなさっている人々や市民の皆さんと共通していると考えています。当局としても御承知のとおり、各種ワークショップなど市民と共に、どうしたらごみを減らせるのかというのを真剣に考えているところでございます。ぜひこうした前向きで、かつチャレンジングの取組について御協力をお願いしたいと存じます。

また、このごみ処理の関係についてですね、南伊豆町で否決されたという御指摘については、私ども広域ごみをみんなでやろうと言っている首長、これによる臨時の会議を開催いたしまして、その席上において南伊豆町長から、議会ともこの否決を受けて話し合ったところ、再度議会を臨時に招集して、規約案の再提出をして、それでもって可決をしていくという、そういった話となりましたということの説明がございました。これによりまして、下田、松崎、西伊豆の関係する全ての市町において予定どおり、議会に規約案を提出することを申し

合わせたところでございます。

ちなみに、松崎町においては本日、議会最終日に当該議案が可決された。西伊豆町は、明日が最終日というふう聞いております。

以上でございます。

以下のものについては当局、各課長から御回答いたします。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） それでは、私のほうからは、下田グランドホテルの取得目的、経緯、状況等についてお答えいたします。

まず、購入の主な目的といたしまして、所有者が不在となり、放置されることを容認できないこと。2点目としまして、破産法の手続にのっとれば、低廉な価格で購入できる可能性があること。3点目としまして、当該土地については以前、市有地であったものを昭和41年に処分したものであり、下田公園一体として活用が期待できることの3点を挙げております。

これまでの経緯といたしまして、令和3年11月19日、全員協議会において、当該土地家屋を購入する方向で進めている旨を報告いたしました。同年12月定例会におきまして、令和3年度公共用地取得特別会計補正予算に、担保権消滅許可申立て手続の上、当該土地家屋を購入するため、公有財産購入費100万円を上程しました。

結果といたしまして、購入後の利活用に対する説明不足等により、反対多数で否決されております。

翌令和4年2月18日、全員協議会において、購入後の利活用案として防災機能を有する公園案を提示し、今後の進め方などを報告したところでございます。

同年3月の下田市定例会におきまして同様に、公共用地取得特別会計当初予算に公有財産購入費100万円を上程、さきの全員協議会で報告したとおり、購入後の利活用を防災機能の向上及び市民憩いの場の確保を目的とし、下田公園と一体化した防災機能を有する公園整備方針（案）を説明したところ、賛成多数で可決されました。

同年5月30日、全員協議会、令和4年4月25日に仲買人から破産管財人に対し、当該土地家屋の購入規模、借受証明の提出があり、当初ゴールデンウィーク明けに予定していた担保権消滅許可申立手続が停止、保留となり、任意売却手続が行われる旨を報告いたしました。

7月29日、全員協議会において、任意売却による契約に向けた各種手続が進められていることを報告いたしました。

10月25日、全員協議会におきまして、令和4年9月26日、破産管財人から任意売却契約が

不成立となったため、担保権消滅許可申立手続を再開する旨を報告いたしました。

続きまして、10月25日以降、担保権消滅許可申立てが進められ、どのような状況になっているかでございます。管財人からの報告といたしまして、令和4年10月28日、破産管財人が裁判所に担保権消滅許可申立てを提出したところでございます。

今後の流れ、状況といたしましては、10月25日の全員協議会で報告したとおり、まず裁判所において担保権消滅許可申立書が受理された後、申立書が被申立て担保権者、抵当権者に送達される。

次に、被申立人（担保権者）、抵当権者は、申立てに対し競売の申立て、または買受けの申出5%以上の対抗措置ができます。それらの対抗措置がなく、申立書が送達された日から1か月が経過した場合、担保権消滅の許可が決定されるとなっております。

次に、下田公園再整備構想の策定がどのようになっているかでございます。

さきまで任意売却の話もあり、取得に至っていないことから、構想の策定については現在、未着手でございます。取得した後、（仮称）下田公園再整備基本構想の策定を進めていきたいと考えております。

次に、急傾斜地の負担条例のような負担を受益者に求めるべきではないかとの御質問です。

急傾斜地崩壊対策事業は、山ののり面・斜面の対策で、建物の崩壊に適用されないことは議員も御承知の上の質問と存じます。今回のような建物等の財産については、原則所有者に維持管理責任があるため、受益者負担を求める条例は、そぐわないと考えております。

次に、グラウンドホテルのみ適用は許されるのか、現法律の中で対応はとの質問でございます。

これまでも説明しておりますが、当該ホテルとその他市内の廃業したホテルとの大きな違いは、所有者がいるか、いないかでございます。当該ホテルが所有者不在となり、放置されることを容認できないため、予算計上したものでございます。

その他の廃業ホテルにおいては助言や指導を行い、一部建物の撤去を行うなど、所有者が点検等、管理に努めております。

現在、本市において特定空き家は、旧民家の3件が認定されているところでございます。

また、来年度におきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき協議会を立ち上げ、空家対策総合実施計画を策定する予定でございます。その計画に基づき、除去や解体が必要な場合、国庫補助の活用を検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、要望書における倒壊した場合の被害想定についての市の考え方についてお答えいたします。

旧下田グランドホテルの現状につきましては、市の技術職員による現地調査等を行ったところ、耐震性能は保証できないと認識しております。地域住民からの要望書に記載された、市民の安全安心への願いを真摯に受け止め、早期の安全確保に努めてまいります。

私のほうからは以上でございます。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） それでは、私のほうからは、南伊豆地域広域ごみ処理計画についての御質問の中から、2番目の広域ごみ処理計画が持続可能な社会に向けた、ゼロ・ウェイストを目指す計画になっているのかという御質問について、お答えを申し上げます。

初めに、下田市の出すごみについての中からプラスチックごみ、あるいは事業系ごみへの対応についての御質問でございます。

これまでも御説明したとおりでございますけれども、容器包装プラスチック類につきましては、新たに整備する資源化施設において分別回収をすることとしており、また、そのほかのプラスチックにつきましても、分別回収に向けた検討を進めているところでございます。また、事業系ごみに関しましては、調査等を実施し、ごみの内容ですとか傾向を把握した上で、分別についてのチラシ等で周知を進めてまいります。

それから2点目、排ガスの御心配について、シミュレーションをするべきではないか、あるいは、松葉ダイオキシン調査の御提案についてということで御質問がございました。

生活環境影響調査は、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づき実施しているところでございます。この調査におきまして、測定データや施設の所見に基づきまして、排ガスの分析・評価を実施することとしております。

それから、大防法の248の有害大気汚染物質のうちの23物質が優先取組物質に指定されているというのは、沢登議員の御指摘のとおりですが、そのうちダイオキシン類、それから水銀については、既に法令の規制対象となっておりまして、測定・監視が行われております。また、残る21物質につきましても現在、全国の県市政令指定都市においてモニタリング調査等を実施し、科学的な状況の把握が進められているところでございます。

公害測定につきましては、大気汚染防止法やダイオキシン類対策特別措置法等の法令に基づきまして実施しているところでございまして、現在実施している定期的な測定の結果は、

法令による厳しい排出基準をクリアしている状況でございます。

また、県におきましても、ダイオキシン類環境調査を実施しておりまして、市内では、大気測定を市役所で年2回、河川水質調査につきましては稲生沢川の新下田橋で、その他土壌調査、海域の水質、あるいは底質の調査が下田港中央棟で実施されており、基準をいずれもクリアしているところでございます。

今後につきましても、これら法令に基づく測定というものを継続してまいりますとともに、今行っております生活環境影響調査では、土壌調査を実施することとしておりまして、新施設による環境影響について、しっかりとしたチェックを行ってまいります。

私からは以上です。

○議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人君） 私のほうからは、ケアラー支援条例の制定についての御質問について、関係するところを答えいたします。

まず、ケアラー（介護者）の実態についてというお尋ねについてでございます。障害福祉分野における介護者につきましては、令和元年度実施のアンケートから推計いたしますと、市内に約280人と推測してございます。

続きまして、支援の体制や連携についてのお尋ねについてでございます。これにつきましては、ヤングケアラーに対する支援に向けた取組の状況についてお話をいたします。

学校教育課、市民保健課、福祉事務所の3課で連携をいたしまして、現在、3つの取組を進めております。

1点目は広報・啓発でございます。

大人向けには、10月号の広報しもだに特集記事を掲載いたしまして、子供たちの見守りに対する協力の呼びかけなどを図りました。子供向けには、相談先などの周知を目的にチラシを作成いたしまして、中学校と下田高校一、二年生に配布をいたしました。

2点目は実態調査です。

教育委員会が主体で小中学校の全学年を対象といたしましたアンケート調査を行い、実施結果を連携している課で共有いたしまして、状況把握に努めてございます。

3点目は研修です。

相談や支援の窓口となる小中学校や市の関係課を対象に、概念的な認識や連携した支援の仕方などの共有をテーマに行いました。今後も関係機関との連携を密にして、地域の実情に合った支援を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（滝内久生君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、ケアラー（介護者）の下田市の実態についての御質問の中で、市内児童生徒の状況についてお答えを申し上げます。

昨年度、静岡県が小学校5年生から高校生を対象に実施したヤングケアラー実態調査では、何らかの家族のケアをしている児童生徒は、市内で32人ございました。また、本年度、市内小中学校において実施をしたアンケート調査では「何らかの家族のケアをしている」と答えた児童生徒は13人おりました。

現時点では、ヤングケアラーに該当するものではございませんが、引き続き学校、教育委員会、福祉事務所、関係諸機関とで連携をし、状況を見守りながら支援につなげられるよう、対応を進めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（滝内久生君） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦君） 市民保健課からは、高齢者及び介護保険サービス対象者について説明させていただきます。

第8期介護保険事業計画策定時のアンケート、令和元年ですが、それから推計しますと、要介護1～5を受けている方のうち、64.7%の方が家族、親族等から、何らかの介護を受けているとのアンケート結果がありました。

令和4年10月、この10月ですが、要介護1～5の認定者数1,252人に当てはめると、現在、約800人が、在宅で家族の介護等に関わっていると推計されます。

生活に困難を抱える家庭につきましては、福祉サービス及び介護保険法等で支援を現在も実施しております。また、福祉事務所及び地域包括支援センターでは、介護や生活に関する相談を常に受ける体制でおります。現在、条例の制定につきましては、今後の社会情勢等を見守りつつ、検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 回答をいただいたんですけど、やはり質問した内容を理解いただいて、内容のある御答弁をまずいただきたいなと思うわけであります。

旧グランドホテルの土地家屋について言えば、大坂区と弥七喜区の両自主防災会長さんが、具体的に埋没の危険があるというような指摘をしてるわけです。その危険があると判断して

るのか、してないのか聞いているのに、その返事がないというのはどういうことなんでしょう。私は、ここで指摘している自主防災会長さんたちの指摘というのは一部当たる面があるとは思いますが、全体的にはいかがなものかなど、こんな疑問を持ってるわけです。

倒壊してですね、被害が出るとすれば、きっちりどの地域かと。ハザードマップではありませんけれども、そういうものをきっちり想定するということは必要ではないのかと思うわけです。それらもせずに、危険だと。建物であるから負担金は要らないんだと、こういうことではなくて、本当に行政の公平さやですね。危険であれば危険を取り除くという、こういう観点からいえばですね。この計画をつくるんだといいながら、それも着手をしてないんだと。土地が購入されてからだと、こういうことでありますが、しからば、土地は令和4年の10月28日に、管財人は裁判所に提出をしたと。ほぼ1か月だということになりますと、もう既にその時期は、1か月は過ぎてるんじゃないかと思うわけです。11月28日ぐらいになるわけですから、もう12月になってるわけで、この担保権の消滅は、裁判所でどう取り扱われてるのかというようなことにはですね。一般論として1か月だということを使うだけで、現在どうなっているかというような答弁がどうしてもできないのかという具合に思うんですけど、きっちりした答弁をいただきたいと思うわけです。

その点でいえばですね。市長も、南伊豆が、議会が30日に否決したので、再度首長で話し合って再提出してもらうんだと。その経緯は分かりましたけど、何で議会が否決したのかと、この根本のところを議論をしないでですね、また出してもらうんだということでは、また同じ轍を踏むということになるんじゃないですか。

その議会に私、出てませんから、伊豆新聞紙上しか分かりませんが、下田の清掃事務所の土地が民有地であると。したがって、そこが汚染されたときに、返還を求められたときに、どうするんだということが議論になったということと、そもそも南の議員の人たちが、この計画がどういうものか理解が進んでいないと。きっちり当局は説明していないと。そういう状態の中で、これは審議不十分だと。判断できないと。こういうことが言われてると思うわけです、伊豆新聞紙上。そういう内容が首長間でどう議論されたのか。その内容について、松木市長はどう考えているのかという質問をしてるのに、首長間で議論をして再度出すことにしましたよ、そんなことを聞きたいわけじゃないんです。内容のある御答弁を再度、お願いをしたいと思います、いかがでしょう。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） それでは、私のほうからは、自主防災会からの要望書にお

ける被害想定等について、再度お答えいたします。

市の技術職員による現地調査によりますと、旧下田グランドホテルにつきましては、外壁の剥離などの劣化、欠落、屋上、客室、バルコニーのフェンスや非常階段の劣化は著しく、内観はガラスが割れ、壁や天井のボードは剥がれ落ち、床に散在しております。

躯体の状況は、柱及びはりの鉄筋腐食によりコンクリートの剥離が見られ、全体的に劣化が著しく、大坂区・弥七喜区自主防災会の倒壊した場合の被害想定、住宅の埋没や孤立、津波避難の困難等につきましては、否定できないものと考えております。取得後には早期の安全対策を建設課等、関係各課と連携しながら進めてまいります。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） まず、負担金についてなんですが、当初説明したとおり、建物に関しては原則、所有者責任という原則から受益者負担というのは、そぐわないと考えているところでございます。

なお、手続につきましては、裁判所に破産提出した後、裁判所の審査がございます。その審査が、問題がなく、抵当権者等へ送達された日から1か月というところで、10月28日イコール、その1か月というのは違いますので、御了承お願いいたします。

以上です。

○議長（滝内久生君） 発言は議長を通してやりなさい。

不規則な発言はやめなさい。聞こえますか。

○建設課長（平井孝一君） 送達された日については、こちらのほうで送達されてから、それから担保権者等の権限が行われる時期となります。その期間につきましては、市といたしましては、その担保権者の権利等々に対して阻害を起こす可能性もありますので、情報を知っている否にかかわらず、情報について当局から申し上げることはできません。

以上です。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 南伊豆町議会の否決に関しましては、2点ですね。土地の関係で、否決の理由として挙げられております。

1つとしては、事業用地が現在借地となっているけれども、取得した上で整備すべきではないかという点と、それから組合終了時、土地の返却の際の整備に対する負担協議というのがされていない。この2点でございます。

これに関しましては南伊豆町のほうからは、一般的な事業用地は取得することが望ましいから、今後、用地取得等についても検討を進めるということと、それから2点目につきましては、後日説明する規約案の中に、第12条の中で整備運営以外の経費といったものについても市町長間で協議を行いまして、組合議会の議決を経て定めるというふうなことを規定しているところをございまして、これらの協議について、きちんと行うというような内容で、担当会議等で確認されているものでございます。

私からは以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 10月28日に管財人が地方裁判所に送達をしたのであればですね、抵当権者に、この送達したものがいつ出されたのかという、このことを確認してないということなんですか、答弁できないというのは。それを聞いてるんです。何回聞いてもですね、きちんとした答弁がないと。いつ担保権の申立てが成立するのかということを聞いてるわけです。

それから、大坂区の区長さんや等々のことのおそれがあるんだということになれば、それは早急に防災計画を立てて、土地が入ってからどうするんじゃないかと、本当に、この福山物産のところが避難地として適当なのかどうかを含めて検討するということですよ。それもしていないで、議会のそのときを過ぎればいいんだというような、こういう考えではまずんじゃないかと思う。これは危険があるんなら、この危険をどう解除するんだということをして地元の人や防災課長としてですね、どうしたらいいか、公園が、グランドホテルが解体されてですね、安全になるには数年かかるわけでしょ。1か月や2か月でできるわけじゃない。危ないというなら防災計画を立て直すということは必要になるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。僕は、ここに書いてある実態はね、ちょっと大げさではないかという、そんな気がしてるわけでありまして。

グランドホテルは、所有者が亡くなってしまいうのでやるんだというけども、放置されて実際に被害を与えるということにおいては、所有者があろうがなかろうが、実態は大変な事態になっているわけです。例えば白浜、旧街道ある下田城のこの建物、水道施設の前にありますけれども、風が吹けば瓦が飛んでくるというような、こういう実態になっていると。それらには手をつけなくてですね、見た目は悪いかもしれませんが、それほど危険を感じられないところに大変な金をかけてですね、10億円からの金をかけようかというような、まさに私は無謀な計画だと思うわけです。

各温泉都市の市長会等におきましても、この温泉街の廃墟については、国にそれぞれ要望

等々を出してると思うわけです。そういう活動をどういうわけで市長は一生懸命になってやろうとしないのかと。その点を聞きたいと思います。

それから、南伊豆1市3町のごみ処理の問題が、そういう問題が指摘されたということであれば、その協議はまだしてないわけですから、協議不十分で議会に出せるような事態ではないということは明らかじゃないですか。南の議会からですね、土地が民有地で、いかがなものかと。そして、それは返還するときに汚染してるから、きっちりした汚染の対策をしなければならぬと、それをどうするんだと、こういうことを協議してくださいよと言われたというわけでしょう。その協議を進めていない、協議はするのかもしれませんが、その協議は整っていない、この現状で、この施設組合の規約を、設定をするということ自身が議案として、ていをなしてないと、こういう具合に思いますけども、そんな議案でいいんでしょうか。

それから、一番の問題は、やはりごみの減量化、リサイクルをしていこう、再資源化循環社会をつくろうという中に、マテリアル施設の整備を焼却炉より当然先にすべき課題でしょう。それを令和11年にならなければ、容器プラスチックの対応も取らないと。令和4年の4月には施行されている、プラスチックに関する法的な対応も先送りしていると。法律そのものは、もう平成7年にできてるんですよ、プラスチック容器の。そして、それらは循環計画によれば、下田に集めてくるという、こういう計画になってますよね。その計画の内容はどういうものか、明らかにしていただきたいと思います。

私が読み解くところでは、大型ごみの破砕機を設置するんだと。それからプラスチックの分別をするような施設を造りますよと。鉄やアルミを分離する機械を入れますよと。そして梱包して、それらを古物商の人たちに、資材を購入してくれる人たちに売るんですよと。こういう計画になってると思いますが、それらの施設は、それぞれの町にあるわけです。ただ、西伊豆町だけが梱包施設等はなく、直接業者が持っていくというスタイルになってるんじゃないかと思うんですけども、そうしますと、このマテリアルの例えばアルミ缶とか鉄の缶、瓶だとかを下田に持つてくることに、どれだけのメリットがあるのかと。むしろ各自治体の施設でやってたほうがですね、マテリアルの施設は現状に合ってるんじゃないかと思うわけです。

どこにマテリアルの施設を下田に持ってきて、やることのメリットがあるのかと。しかも、なぜ令和11年まで先延ばしするのか、明日にでもやらなきゃならない、法律が定めていることをやりもしないで、やんなくてもいい焼却炉を造るなんて、とんでもない話じゃないかと思うんですけど。

○議長（滝内久生君） 残り5分です。

○13番（沢登英信君） その点はどう考えているんだ、お尋ねします。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） 手続に関してお答えいたします。

繰り返しとなりますが、10月28日に破産管財人が裁判所に担保権消滅許可申立てを提出いたしました。その後、裁判所が申立書等を担保権者等に送達するんですが、送達されたら1か月間、その中で担保権者の権利が生じます。その期間等については、当局のほうで知っているか知っていないかも含め、申し上げることはできません。

以上です。

○議長（滝内久生君） 防災安全課長。

○防災安全課長（佐々木豊仁君） 私のほうからは、大坂区等地元自主防災会との防災についての協議についてお答えいたします。

令和4年1月20日に要望書の提出を受け、自主防災会連絡協議会、また、個別に旧グランドホテルについては協議しております。

大坂区の津波避難場所は、旧下田グランドホテル進入路入り口付近の大浦坂、長楽寺、下田公園の3か所となっております。特に大浦坂は、鍋田側からの浸水と旧町内側からの浸水により孤立することが予想され、避難場所として使えるようになれば大変有効と協議しております。

また、大坂区自主防災会長にまた確認したところ、旧下田グランドホテルに避難できれば、大浦坂と長楽寺に避難している住民は、旧下田グランドホテルを避難場所として選択することになるとのことのお話を伺っております。

私のほうからは以上でございます。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） それと補足でございます。すみません。

その後、1か月間のうちに、いつ送達された、知っているか、知っていないも含め申し上げることはできませんが、その1か月の間に相手方から対抗措置等々が出た場合には、その情報はちゃんといただけることになっておりますので、議会の皆様にも、そうした場合は報告いたします。

この1か月がたった後、消滅の決定についても当局のほうに、破産管財人から市のほうに連絡が来ることとなっております。そうなった場合も議会のほうに報告、議員の皆様は何ら

かの形で報告したいと考えております。

以上です。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） 南伊豆町議会の否決の件につきましては、先ほども申し上げたとおり、2点の理由を挙げられて、今後の対応について担当者会議、首長会議において確認した上で今後も進めていくという、そういう流れになっているというふうに確認されております。

それから、マテリアル施設の件でのお話がありましたけれども、マテリアル施設の整備というものも今回、焼却施設と併せてやっていくわけですが、今回、この計画の中で課題になっている焼却施設、各市町の焼却施設が老朽化している中で、この焼却方式でもって新しい施設を造り、それと同時に資源化施設を造るということで、この焼却方式というものは、日々の発生するごみを処理していくために必ず必要な機関となる施設であり、また日常的に、長期間にわたって作業が止まるということが許されない、代替性のない施設でございますので、まず、その焼却施設を整備した上で、その後、マテリアル施設を整備すると。

ただし、そのごみの減量化、資源化というものをきちんと進めた上で、焼却施設についても最小化を目指すというような事業として考えております。

本事業につきましては、持続的可能な社会の構築ということで市町が果たすべき、ごみの処理責任というものをきちんと確保した上で進める上で、そういった事業として、今後進めるように考えております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 1点どうしても、これは言わなければいけないと思ひまして申し上げます。

先ほど沢登議員のほうから、私どもがリスクを過大視してるんじゃないかと、こういった発言がありました。被害想定は、あくまでも想定でありまして、いわゆる想定外というものを考えなきゃいけません。こういった危機管理においては「最悪ケース・シナリオ」という言葉がありますけど、最悪ケース・シナリオ、最悪のケースどうなるのかといったことを考えると、したがいまして、そういった被害のことをみんなで検討する、皆というのは、この議会で御検討いただきまして可決されたところでは。

例えば、放置してですね、それがおっこってきたとき、真下に市道があります。特定の場

所、民地だけではなく、水族館のほうへ行ったり、あるいは海のほうに行ったりする人のための市道があると。こうしたところにおこってくるような場所に、つまり、崖の上に危険な建物があるわけです。だったら直ちに云々という話もありました。あそこについて、例えば市道を守るために、そこに大きな大きな何らかのトンネルみたいなものですね。人道のトンネルみたいな橋があって、箱根駅伝なんかのときには函嶺洞門でしたっけ、箱根駅伝でよく昔は走っていた。ああいう洞門で、そこをシェルターとして保護するという手ありますけれども、それは物すごい大規模な工事になります。

一方、あの場所を、位置特性とかを鑑みれば、公園に戻し、かつ、そこで防災にも役に立つようにするのが、まさに災いを福に変えるものであると。こういうことから私どもとしては、現在も進めているところでございます。

廃ホテルを横並びにして全て一斉に市として取得しようというものではないことをもう一回、念のために申し上げます。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） どうもきっちり討論がかみ合わなくて恐縮ですが、そういう意味では、廃屋のホテル等は全国的な課題になってるので、やはり国や県に全国的な市長会等々を通じて、働きかけるべきではないのかと、こういう要請をしているわけですけど、市長にお願いしてるわけですが、それについてやったとも、やらないとも、やろうとも何とも言う、この答弁がないというのはどういうことなのかと。そして、あくまでもここは元公園用地で特殊なところだから、ここだけやるんですよと。しかし、危険なことを言うだとすれば、それは、ここだけじゃなくて幾つもあるわけです。

先日、水道管の施設を見に行ったですね。下田城の瓦が飛んでくるような状況であって、そこはもう日常の道路として、すぐそばを使ってるわけです。そういうものに対応しないで、特定のここだけに対応するんだという、この市長の姿勢はいかがなものかという、こういう批判をさせていただいているわけです。それについての答弁は行ってこいになってしまってる。

それからマテリアルについても、先ほどから言ってますように、紙類や衣類のリサイクルが進んできますと、あと大きく、そういう意味では量はないかもしれないけど、がさばってるのは、どうしてもビニールやプラスチック類をどう処分していくかということだと思っております。これらはもう既に法律的に、やらなけりゃならないのに、なってるにもかかわらず、

そういう体制を下田市は取っていないということ。しかも、令和11年まで、それを先送りをしようなんていうのは、とんでもないことじゃないかと思うわけです。

1市3町の焼却炉ができなければできない、課題ではないので、もう明日にでも、これ、どういう具合にしていくかということをごすね。方針を出さなきゃならない課題だと思えますけども、令和11年まで先送りしなければならぬ理由というのはどこにあるのか。そんなものは何にもないと思うんですけども、そういう形からいけば、焼却炉ありきではなくて、もう一つは、ですから、1市3町でマテリアル施設を下田に造るということ。この施設でも100平米や200平米ぐらいで済むような施設ではないと思うわけです。広い場所が要るということになると思う。700平米とか800平米のごすね。下手すれば1,000平米近くの用地が要りますよということになると思うわけです、状況は。そういうことも検討せずに、ただ単に令和11年度にマテリアル施設は先送りするんだと。17億3,300万円で造るんだと。金額だけは独り歩きしてると、こういう状態になってるのではないんでしょうか。

そして、そういう状況からいけば、粗大ごみの破砕施設を造るということになってますので、現在、粗大ごみの破砕施設は、民間業者に委託してるんだと思うんです、下田を含めて1市3町とも。それらの業者との関係はどうなるのか。そういうことも、きっちり調査していかなきゃならないと。こういう課題があるかと思いますが、マテリアル施設についてどう考えているのかと。下田へ持ってくるのが何をもち、この効率的と言ってるのかということをご質問してるんですけど、残念ながら答弁がないというのはどういうことかと。検討されていないということか、確認をしたいと思えます。

○議長（滝内久生君） 建設課長。

○建設課長（平井孝一君） グランドホテル以外のホテル等々、ほかの建物の対応についてという御意見があったと思えます。それにつきましては、最初の答弁でお答えしておりますが、来年度、空家対策総合計画実施計画というのを作成します。

これにつきましては、ちょっと他市町の例を参考いたしますと、当然ごとくごすね、空き家等の発生の抑制対策だとか、老朽空き家を起因にする防災上の危険防止といった観点から専門家、ある市町を例にしますと、学識経験者、弁護士、建物と取引業者、建築士等々、専門家の方を入れて検討していくことになります。

そうした中で、沢登議員がおっしゃられた建物が該当するかどうかは分かりませんが、そういった建物の他市町の例を挙げますと、除去する国庫補助金・交付金を活用して、除去する計画をつくったり、または別の利用、用途の活用、地域活性化のために利用する活用を考

たり、そういったものでございます。

ですので、来年度そういった計画を策定する中で、沢登議員がおっしゃるような別の建物についても検討して、計画をつくっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（滝内久生君） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭君） マテリアル施設につきましては、これ今、基本計画の中で最終的に策定をするところでございますけれども、議員のおっしゃった破碎施設、それからプラスチック、ビニール等の選別、梱包等の処理設備といったものを導入するような方向となっております。

ビニール、プラスチック等の収集については、処理設備というものが必要であるとともに、収集システムを新たに構築しなければならないということで恐らく、そういったもののコスト面であるとか、そういった総合的な判断から、これまでなかなか導入されてこなかったのかもしれないというふうには思いますけれども、それを今回、1市3町の広域事業の中で、1市3町で行っていくと。

おっしゃるとおり、例えば古紙類であるとか缶類、瓶類等については個々に場所を確保して、集める方法というのを工夫していくとか、そういうようなお話は当然ですね、今後の運営をしていく中で検討していくというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（滝内久生君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 空き家対策総合、この専門家の部門をつくって検討していくんですよというのは、ぜひ効果があるようにですね、自らの目で下田の実態を分析して、対応していただきたいと思えます。

そういう意味では、このグランドホテルの購入については、私は、いま一度立ち止まって、きっちり市長は吟味をしていただきたいと。全国的な大きな課題であるので、そういう働きかけをしていただきたいと、お願いをしたいと思います。

全く答弁がなく、残念でございますけれども。

○議長（滝内久生君） 時間です。

沢登議員、時間。45分たちました。

○13番（沢登英信君） 資源化可能か、資源化困難かという、そういう区分をして、別にやっていただきたいと。この事業系のごみの調査をするということですが。

- 議長（滝内久生君） 沢登議員、ルールを守りましょう。
- 13番（沢登英信君） どういう具合に措置をするのか答弁いただいていないので、答弁してください。
- 議長（滝内久生君） 環境対策課長。
- 環境対策課長（鈴木 諭君） ちょっと最後、お聞きになられたところ、聞こえませんでしたので。
- 13番（沢登英信君） 事業系ごみの調査をして対応していきますよと答弁いただいたんですけども、いつから、どういう形の調査をするか、明らかにしてください。
- 議長（滝内久生君） 環境対策課長。
- 環境対策課長（鈴木 諭君） 失礼しました。事業系ごみの対応につきましては、主に展開検査なるものを検討しております。これはもう本年度中に実施して、今後の周知等に生かしていくというふうに考えております。
- 以上です。
- 議長（滝内久生君） これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。